

犬山市児童虐待対応マニュアル

Ver2.0（令和8年1月28日改訂）

犬山市こども家庭センター

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| I はじめに | |
| (1)策定目的 | 1 |
| (2)位置付け | 1 |
| II 児童虐待とは | |
| (1)定義..... | 2 |
| (2)児童虐待の例とその重症度..... | 2 |
| III 児童虐待対応の原則 | |
| (1)迅速な対応 | 3 |
| (2)こどもの安全確保の優先 | 3 |
| (3)家族の構造的課題としての把握..... | 4 |
| (4)十分な情報収集と正確なアセスメント..... | 4 |
| (5)組織的な対応..... | 4 |
| (6)十分な説明と見通しを示す | 5 |
| (7)法的対応等の確かな手法の選択 | 5 |
| (8)多機関の連携による支援..... | 6 |
| IV 児童虐待への対応手順 | |
| 【フロー図】対応の全体像..... | 7 |
| 【手順1】相談受付(通告等を含む)..... | 8 |
| 【手順2】課内報告..... | 10 |
| 【手順3】事前調査..... | 11 |
| 【手順4】緊急受理会議 | 12 |
| 【手順5】児童・保護者等への面接等..... | 13 |
| 【手順6】支援方針会議(随時) | 15 |
| 【手順7】個別ケース検討会議 | 16 |
| 【手順8】見守り・支援等 | 17 |
| 【手順9】実務者会議 | 17 |
| 【定期開催】支援方針会議 | 18 |
| V 関係機関等との連携 | |
| (1)こども家庭センター | 19 |
| (2)保育所・幼稚園 | 19 |
| (3)小学校・中学校 | 20 |
| (4)児童相談所(主に「一宮児童相談センター」) | 20 |
| (5)地域(民生委員・児童委員、主任児童委員)..... | 21 |
| (6)児童養護施設・乳児院等 | 21 |
| (7)医療機関..... | 21 |
| (8)犬山市要保護児童対策協議会 | 21 |
| VI その他 | |
| (1)様式一覧 | 23 |
| (2)引用や参考にしたマニュアルや指針・通知など | 36 |
| (3)改訂経過..... | 36 |

I はじめに

(1) 策定目的

令和6年5月26日、犬山市に住む当時7歳の児童が、母親の知人男性による暴行の疑いで亡くなった。この事案は、当該児童が犬山市要保護児童対策協議会（略称：要対協）の支援対象児童として、関係機関による支援体制があったにもかかわらず亡くなってしまったものであり、関係者として断腸の思いである。このような事案が二度と発生しないよう、市として内部検証を行った結果、市の児童虐待を担当する部署が児童虐待通告の受理機関としての責務や要対協の調整機関としての責務を果たしていなかったことなどが課題としてあげられた。

また、こども家庭庁が作成した「こども虐待対応の手引き」においても、「児童相談所に送致したことをもって自らのかわりは終わったと考え、その後はすべて児童相談所に任せるような対応が一部の市区町村で見られるが、そのために重大な事態を招いた例もある」とし、「必要に応じて援助を求め、児童相談所との円滑な連携を図ることは、市区町村の責務であると認識すること。そのため、こうした判断が適切に行えるよう、市区町村自体の力量を高める不断努力をすること」ともしている。

本マニュアルは、児童虐待への対応の流れや市の責務などを明確化することで、これらの課題に対応し、市が適切に児童虐待対応を行える体制の確立と維持を目的として策定する。

【関係法令：児童虐待法第4条】

国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。（以下省略）

(2) 位置付け

児童福祉における市町村の責務には、児童虐待対応の他にも要支援児童や特定妊婦に対するものなどもあるが、本マニュアルは児童福祉法（以下：児福法）第25条第1項及び児童虐待の防止等に関する法律（以下：児童虐待法）第6条第1項に基づく通告、児福法第26条第1項第3号に基づく児童相談所（略称：児相（主に「一宮児童相談センター」を指す））からの送致により、市が児童虐待（要保護児童）への対応を開始するものについて、焦点を絞った位置付けとする。

また、児童虐待への対応については、こども家庭庁の「こども家庭センターガイドライン」、「こども虐待対応の手引き」をはじめ、愛知県においても「市町村における虐待対応の手引き」など、多数のマニュアルや指針・通知などが既に作成されており、これらを確認すれば児童虐待対応の大部分を把握できる状況にある。本マニュアルは、これら既存のマニュアル等から、特に基本的で重要であると考えられる内容を抽出し、市で使用する様式を組み合わせることで、人事異動などにより担当者が変わっても、その対応が切れ目なく適切に行えるものとする。よって、本マニュアルに市の対応すべきことが網羅されているものではないため、必要に応じて他のマニュアルや指針・通知を参照しながら「児童の最善の利益」を常に意識し、対応を行うものとする。

II 児童虐待とは

(1) 定義

【関係法令：児童虐待防止法第2条】

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（身体的虐待）
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。（性的虐待）
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。（ネグレクト）
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(2) 児童虐待の例とその重症度

| 類型 | 重症度 | 児童虐待の例 |
|-------|-----|--|
| 身体的虐待 | 最重度 | 頭蓋内出血、内臓損傷等がある/乳児を投げる、踏みつける/窒息の危険（風呂の水に児童の顔をつけるなど）/その他、生命に関わる危害行為 |
| | 重度 | 骨折/頭部の傷、痣、火傷等/首から上への打撃/首絞め/拘束/投げ落とす/冬に戸外に締め出す/激しく揺さぶる/熱湯をかける/異物を飲ませる/被害児が乳児 |
| | 中度 | 半年以内に2回以上の痣や傷（新旧の傷）/治療が必要な受傷をしたが、手当てや受診、学校等への申告を適切に行っている/治療が必要でない程度の受傷 |
| | 軽度 | 傷が残らない程度の暴力 |
| 性的虐待 | 最重度 | 性交、性的行為の強要など、明らかな性行為が認められる/妊娠 |
| | 重度 | 性器を触る又は触らせるなどの性暴力/性器や性交を見せる/子どもをポルノグラフィの被写体などにする |
| ネグレクト | 最重度 | 病気なのに受診させない（医療放置、医療拒否）/明らかな栄養失調、衰弱、脱水 |
| | 重度 | 乳幼児の夜間放置/乳児の昼間放置/身長体重が $-2.0SD$ 以下（標準偏差）/50パーセント以上の体重減少で元気がない/本人の意思に反し長期外出禁止/本人の意思に反し登校禁止/食事が満足にできていない |
| | 中度 | 生活環境不良で改善なし/10歳未満の児童の夜間放置 |
| | 軽度 | 健康問題が起きない程度のネグレクト/10歳以上の児童の夜間放置 |
| 心理的虐待 | 重度 | 日常生活に影響があるほどの心理ダメージ/兄弟間の著しい差別的な扱い |
| | 中度 | 激しすぎる叱責・脅し/保護者の自殺企図・自傷/児童の面前での配偶者等への度重なる暴力（DV）/兄弟間での差別的な態度/児童を無視、拒絶的な態度 |
| | 軽度 | 児童の面前でのDV/過度あるいは偏った嫉/暴言を繰り返す |

Ⅲ 児童虐待対応の原則

(1) 迅速な対応

こども虐待への対応においては、猶予を許さない緊急な対応が必要であることが少なくない。児童虐待防止法第8条第3項では、「児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする」と規定されていることに十分に留意し、初期の対応が遅れたことで重大な事態に至ることは避けなければならない。

また、夜間や休日に虐待が発生することもあり得るので、市町村や児童相談所は夜間や休日における通告の受理や緊急対応の体制を整備し、関係機関や住民に周知するように努めなければならない。

(2) こどもの安全確保の優先

こども虐待対応においては、安全確保こそが最優先事項である。根拠のない楽観論や保護者との関係性に配慮しすぎることで介入や保護の判断が遅れ、重大な事態に至ってしまう事例が生じかねないことに十分留意する。関係機関との連携や要保護児童対策地域協議会における協議では、こどもの安全について危機意識を持っている機関の意見に真摯に耳を傾けて判断する必要がある。

市町村や児童相談所は虐待を行った保護者を責めるのではなく、支援関係につなげるように努力することが基本であるが、一方で、こどもの安全を確保するためには、毅然として保護者に対することが求められる。養育において不適切な点があれば、保護者に対してきちんと伝えて改善を求めることが必要である。なかには、保護者が本当に原因となる行為について思い当たらなかったり、保護者が見ていない場面での一過性での事故であったりする場合もあるが、そのような場合も、家庭の中で、重大な受傷があったということ自体に安全の問題があるという見方を保護者に認識してもらうことが求められる。

保護者への対応においては、保護者が、訪問や来所、連絡への応答を拒否して話し合いに応じなかったり、攻撃的・感情的になり一方的な主張を繰り返すなどして建設的な話し合いができなかったりすることがある。また、長電話や居座り、職員の長時間にわたっての拘束など実力行使で意向を通そうとする保護者もいる。さらに、様々なアプローチをしても、保護者が、自身が行った行為の正当性を訴えたり、虐待行為そのものを認めなかったりすることもある。いずれの場合においても、こどもの安全確保を最優先に考え、こどもの安全が守られていない状況が問題であり、こどもの安全確保と健全な育成のために何が必要かを一緒に考えるという姿勢と、保護者を理解しようとする心構えで粘り強く保護者と向き合いながらも、こどもの命と安全を守るために必要な場面では毅然と対応をすることが必要である。

保護者対応については、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保護者と協働して児童の最善の利益を確保するために～困難場面における保護者対応ガイド～」（PwCコンサルティング合同会社）を参照されたい。

(3) 家族の構造的問題としての把握

こども虐待が生じる家族には、保護者の性格、経済状態、就労、夫婦関係、住居環境、近隣関係、親族との関係、医療的問題、こどもの特性等、実に多様な問題が存在し、それらが複合、連鎖的に作用して、構造的背景を伴って虐待にいたっている。したがって、一時的な助言や注意、あるいは経過観察のみではなかなか改善が望みにくいということを認識する必要がある。放置すれば循環的に事態が悪化・膠着化する可能性を踏まえ、積極的介入型の援助を展開していくことが重要である。

そのため、支援の際は、家族を総合的・構造的に把握するように努める必要がある。また一方では、家族が抱えている生活上の困難やつらさを理解し、保護者の心情をくみとって、これまで努力してきたことを認めることなども大切である。市町村や児童相談所は、家族の構造的問題を理解した上で、養育状況を改善するために必要なことを提示して、支援につなげることが重要である。

(4) 十分な情報収集と正確なアセスメント

虐待の状況や背景を理解するためには、情報の十分な収集が肝要である。伝聞情報かそれとも直接聞いた情報か、誰から聞いた情報か、目撃した事実かどうか等に注意して、正確に聴き取る必要がある。また、家族にとって適切な支援を検討するためには、家族の生活歴についての十分な聴き取りが必要となる。

これまでの家族の歩みや心情を受け止めながら、丁寧に聴き取りを行うことが大切である。こうして収集した情報を元に、組織として正確なアセスメントを実施することが、的確な判断につながる。アセスメントにおいては、ケースワーク進行上の各ポイントで使えるアセスメントシート等を活用することが望ましい。また、アセスメントを市町村と児童相談所とで共有したり、地域の関係機関と共同でアセスメントを実施したりすることも重要である。

(5) 組織的な対応

こども虐待対応を適切に行うためには、担当者ひとりの判断でケースワークを行うことを避け、通告があれば速やかに緊急受理会議を開催して、組織として対応方針の判断を行うとともに、その後の情報収集や機関連携、援助方針決定等も組織的な協議に則って進めていくことが肝要である。また、困難な保護者への対応や関係機関との協議等は、複数の職員で対応することを心がけねばならない。複数の職員で対応することで、個人的な判断の偏りを正し、また正確な記録を残すこともできる。また、組織的に対応することは、担当者ひとりに負担を負わず、組織としてサポートすることにもつながることとなる。

(6) 十分な説明と見通しを示す

市町村や児童相談所は子どもと保護者に対して、なぜ関わる必要があるのか、どういう支援ができるのかを丁寧に説明し、改善に向けての見通しを示すことが大切である。

特に子どもが一時保護された場合には、保護者は保護されたことに反発し、その後の見通しを持っていないことなどから不安を募らせ、かえって自らの虐待行為や養育態度について振り返ることができなくなることがある。また、保護された子どもも虐待環境から逃れられるという安心感がある一方で、保護の期間やその後の見通しが持てず不安を強めることがある。したがって、子どもや家族の意見を聴き取りながら、子どもと保護者の双方に対して、保護の必要性や見通し等を丁寧に説明することが必要である。

(7) 法的対応等の確な手法の選択

児童相談所は児童福祉法において様々な法的権限を与えられており、一時保護の実施等他の機関では代替できない権限を有する機関であることを認識し、権限を行使する社会的使命を担っているという自覚を持つ必要がある。

子ども虐待対応においては、与えられている法的権限を適切に行使できるように、児童相談所は状況を的確に分析し、その上で、行政権限や司法的な介入手法の選択を可能な限り早期に決定することが必要である。

法的権限を行使する際には、保護者に仕組みを丁寧に伝えることが必要である。また、裁判所へ審判を申し立てることが事態の打開につながり、子どもにとって望ましい支援につながる場合があることや、後の相談関係回復にも良い結果をもたらす場合があることの認識も必要である。

一時保護については、暫定的・一時的とはいえ、行政の判断によって親子を分離し、児童の行動の自由等を制限するものであることから、当該一時保護が法令の趣旨等に照らし適正なものとなっているかについて、中立的な第三者による審査の必要性が指摘されてきたところであり、令和4年児童福祉法等改正法において、一時保護の開始に際し、一定の場合には裁判官の審査を経なければならないこととする「一時保護時の司法審査」の仕組みが導入されている（令和7年6月施行）。司法審査に関する対応については、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」について（令和6年12月26日付けこ支虐第466号子ども家庭庁支援局長通知）を参照されたい。

また、令和7年4月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号。以下「令和7年児童福祉法等改正法」という。）により、児童虐待防止法第12条第3項が新設され、一時保護が行われている児童に対して、当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該児童と当該保護者との面会又は通信を認めたとすれば当該児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときは、児童相談所長は、保護者の同意を得られない場合にも、面会又は通信を制限することができることとされている。また、令和7年児童福祉法等改正法により新設された児童虐待防止法第12条第5項の規定により、児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該児童の保護に著しい支障を来すと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとされた。

一時保護中の面会又は通信の制限や住所又は居所の秘匿については、「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行について（児童虐待の防止等に関する法律等関係）」（令和7年8月29日付けこ支虐316号こども家庭庁支援局長通知）を参照されたい。

（8）多機関の連携による支援

児こども虐待の予防や虐待の問題を解消するための支援は、一つの機関や職種のみではなしえない。したがって、地域の関係者が協働して、予防や支援に取り組むことが大切である。要保護児童対策地域協議会を活用して関係機関が情報や援助方針を共有し、支援につなげることが基本となる。（要保護児童対策地域協議会については、第1章4(4)参照。）

連携を効果的に行うためには、それぞれの機関が互いに持っている機能や限界を理解し合い、役割分担をし、補い合いながらネットワークを構築していくことが必要である。支援のためには地域の資源を十分に活用することが必要であり、また各機関の支援をコーディネートする役割を明確にすることも大切である。

虐待により家族から分離したこどもが里親等に委託されたり、施設に入所したりした場合には、里親等や施設と連携して親子関係の再構築支援を行う。その際にも、家族の居住する地域との関係をつなぐことを意識する必要がある。

【引用：こども虐待対応の手引き(令和7年12月改正版)《こども家庭庁支援局虐待防止対策課》】

【手順1】相談受付(通告等を含む)

こども家庭センターでは、妊産婦や子育て家庭への相談支援を行っており、児童に関わる様々な相談を受け付けている。これらの相談を受け付けた場合は、「相談等受付票(様式1)」、「相談・通告等受付簿(様式2)」への入力及び「児童記録票(様式3-1、3-2)」を作成する。

相談内容が、僅かでも「通告」として受理する可能性がある時は、次項「○相談者から聴取する事項」について丁寧な聞き取りを行い、聞き取り後は即座に「【手順2】課内報告」を実施する。なお、「通告」の他にも、児童相談所からの「市町村送致」や、他市町村からの「ケース移管」「情報提供」などの場合も、同様に「【手順2】課内報告」を実施して対応を進める。

「通告」として受理する可能性がないと判断した相談についても、必ずその日のうちに組織内での情報共有を行い、再度検証を行う。

○児童に関わる相談種別

| 相談種別 | 内容 |
|--------|------------------------------|
| 養護相談 | 児童虐待、保護者の失踪、養子縁組などに関する事 |
| 保健相談 | 未熟児、虚弱児、その他の疾患を有する子どもなどに関する事 |
| 障害相談 | 肢体不自由児、言語発達障害、発達障害などに関する事 |
| 非行相談 | ぐ犯行為、触法行為などに関する事 |
| 育成相談 | 人格の発達、不登校、学業不振、しつけ、育児などに関する事 |
| その他の相談 | 上記のいずれにも該当しない相談 |

○「通告」として受理する可能性がある相談とは

本マニュアル「Ⅱ児童虐待とは」に僅かでも関係のある内容や、保護者のない児童の情報を含んだ内容。なお、判断を迷う場合は全て次項「○相談者から聴取する事項」についての聞き取りを行う。

【関係法令：児虐法第6条第1項】

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

【関係法令：児福法第25条】

要保護児童(※)を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。※保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(関係法令：児福法第6条の3第8項)

○児童相談所からの「市町村送致」について

「市町村送致」とは児福法第26条第1項第3号に基づくものであり、児童相談所において通告を受理した児童のうち、児童相談所による指導よりも、市町村による在宅支援サービスの提供等の支援及び指導等を活用した支援が適切であると考えられる事例について、市町村が主担当機関となって対応を行うものである。

○他市町村からの「ケース移管」「情報提供」について

他市町村において、児童虐待等に関わる要保護児童が犬山市へ転入する場合、犬山市においても引継ぎ温度差のない適切な対応を行うため、当該市町村からその連絡を受けるものである。

○相談者から聴取すべき事項

| 事項 | 例 |
|--------------------------------|---|
| 子どもや保護者等の基本情報 | 子どもの氏名・生年月日・住所、保護者の氏名・職業・住所、学校等、家族状況、主訴等 |
| 子どもの現在の状況 ※「相談等受付票(様式1)」を活用 | 子どもの命に影響があると思われるような状況にあるのか、怪我の有無、虐待の時期や虐待者、場所、被害の程度、子ども自身の説明内容等 |
| 子どもの家庭環境 | 保護者が不在であることが多い、経済的に困窮している等 |
| 子どもの生活歴、生育歴 | 親が再婚などをしており、保護者と良好な関係性を築けていない、過去に虐待を受けたことがある等 |
| 子どもの居住環境 | 子どもが誤って口に入れた場合に危険なもの(飲みかけの酒、タバコなど)が散乱しているなど、不適切な環境等 |
| 子どもの所属集団の状況 | 学校に所属しているが、不登校傾向であるや素行が悪い等 |
| 子ども・保護者の意向 | 子どもが何らかの支援を求めているか、保護者が虐待等を認識し、改善の意向があるか等 |
| 保護者の状況 | 子ども及び家族との関係、健康面、心理面、社会面等 |
| 対応に関する相談、意向 | 調査をして欲しい、子どもの保護が必要だと思うなど |
| その他、必要と思われる事項 | 身体的虐待を受けていると思われる場合は、その状態が分かる写真など |

○相談受付時の注意点

- ・ 電話等を受ける前の準備として、本手順をよく理解し、聞き漏らしのないように努める。
- ・ 通告にあたるか否かは、市が「【手順2】課内報告」において判断するものであり、相談者に、通告か否かなどの判断を委ねては断じてならない。
- ・ 通告元は決して漏らさない（児虐法第7条）ことを説明し、相手が話しやすい状況を心がけることで、より多くの情報を聞き取る。
- ・ 匿名による相談や対象児が特定できない場合などは、相談者の連絡先だけでも聞き取るように努め、その後の状況把握が円滑に行えるようにする。

【手順2】課内報告

「【手順1】相談受付（通告等を含む）」において聞き取り等をした内容に、「通告として受理すべき情報」が含まれていないかを組織として判断し、含まれている場合は「通告」として受理する。また、すでに相談継続中の児童やその所属機関等との関わりの中にも、この情報が含まれている場合が多いため、漏れの無いように注意する。なお、その時点で参集可能な職員（複数人）により速やかに実施する。

通告として受理した場合は、「【手順4】緊急受理会議」の開催に向けて、「【手順3】事前調査」において収集する情報を決定する。

○通告として受理すべき情報とは

| 規定 | 内容及びその例 |
|---|---|
| 児童虐待法第6条第1項の規定によるもの ※同時に児童福祉法第25条の規定による通告とみなす(児童虐待法第6条第2項) | 「児童虐待(児童虐待法第2条)を受けたと思われる児童」に関する情報。 (例：子どもが母から蹴られたと聞いた/父親が女兒の胸を触っているようだ/すごく痩せており、食事也十分に摂っていないようだ/近所の子どもの泣き声がひどく、親の怒鳴り声も聞こえた など) |
| 児童福祉法第25条の規定によるもの | 「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(児童福祉法第6条の3第8項)」に関する情報 (例：保護者の入院に伴い、子どもを監護する人がいなくなる など) |

○通告として受理した場合

「児童虐待法第6条第1項の規定による通告」を受理した場合は、必ず児童の安全の確認等を行う必要があり、その方法を「【手順4】緊急受理会議」で決定する。同会議で充実した協議・検討をするため、「【手順3】事前調査」で収集する情報を決定する。なお、「【手順4】緊急受理会議」は、速やかに行うことが重要であることから、収集する情報は優先度が高く、速やかに収集できる情報とする。

児童福祉法第25条の規定のみによる通告を受理した場合は、当該児童の状況の把握を行う必要があると認められるかを判断し、必要があれば前述と同様の対応を行う。

【関係法令：児童虐待法第8条】

市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。(以下省略)

【関係法令：児童福祉法第25条の6】

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

【関係法令：児童福祉法第10条】

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

【手順3】事前調査

収集する主な情報は以下のとおりである。

○原則、取得する情報（優先度が高く、速やかに収集できる情報）

| 情報 | 収集先 |
|----------------------------|---------|
| 住民基本台帳における世帯の情報 | 市民課 |
| 相談等の対応歴がある場合は、その記録 | 子育て支援課 |
| 学校、保育所への登校・登園状況や児童の様子 | 児童の所属機関 |
| 乳幼児健康診査等の情報（市に情報がある場合） | 健康推進課 |
| 児童相談所における相談歴等（対象児の兄弟姉妹を含む） | 児童相談所 |

○必要に応じて取得する情報（通告内容等に応じて判断）

| 情報 | 収集先 |
|------------------------|----------------|
| 虐待の状況が客観的に確認できるもの（写真等） | 通告元など |
| 転入歴がある場合は、そこでの対応歴 | 転出元の市町村及び児童相談所 |
| 乳幼児期の情報、予防接種の接種状況 | 健康推進課（保健センター） |
| 戸籍情報 | 本籍地の市町村 |
| 民生委員・児童委員からの情報 | 各委員 |
| 課税情報（世帯の所得状況や就労状況を確認） | 税務課 |
| 児童扶養手当等の受給状況 | 子育て支援課 |
| 公的扶助の受給状況（生活保護の適用状況など） | 福祉課 |
| 各種相談機関への相談状況と記録 | 各種相談担当部署 |
| 障害に関する状況 | 障害者支援課 |
| 医療機関の受診状況 | 保険年金課、医療機関 |
| 社会資源の利用状況 | 各サービスの所管機関 |

※速やかに取得できない情報で今後必要となる情報は順次取得する。

※情報が得られない場合は、その理由を記録。

【関係法令：児童虐待防止法第13条の4】

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【手順4】緊急受理会議

通告として受理をした場合に、必ず管理職を1名以上含め、速やかに開催する。主に、以下の協議事項についての検討・決定を行う。

○協議事項

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| ①虐待行為の内容や家族状況などの把握について | 「【手順1】相談受付(通告等を含む)」で聴取等した情報と、「【手順3】事前調査」で収集した情報を基に、児童やその保護者、家庭などにおいて、何が起きているかを整理する。 ※整理にあたり、ジェノグラムや関連図を活用する。 ※客観的事実であるのか推測なのかは、明確に分けて考える。 |
| ②一時保護を検討する必要性の判断について ※「【手順5】児童・保護者等への面接等」の過程でも適宜実施 | 「一時保護決定に向けてのアセスメントシート(様式6-1)」、「一時保護決定に向けてのフローチャート(様式6-2)」を活用して判断し、一時保護を検討する必要があると判断した場合は、児童相談所に相談・送致する。 |
| ③安全確認の方法について ※通告から48時間以内 | 子育て支援課職員や児童相談所職員、又は子育て支援課や児童相談所が依頼した者により <u>子どもを目視することを基本</u> とし、その方法を決定する。 ※他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断される場合を除く。 |
| ④児童への調査・面接内容について ※原則、保護者とは別々に実施 | 虐待の重症度や再発可能性、虐待のメカニズム、傷痕の状態、子どもの気持ち、家族の強み、「①」で整理した情報、不足すると考えられる情報などを確認する方法を検討する。また、重症度や状況等を鑑みて、適切な実施機関の検討をする。 |
| ⑤保護者への調査・面接・指導内容について ※原則、児童とは別々に実施 | 可能であれば、児童との調査・面接後に組織として最終決定とする。「④」と同じ内容の他、虐待行為等への助言指導等(適宜)の内容を決定する。 |

※専門的な知見等を要する場合は、児童相談所へ相談する。

○安全確認について

市が通告として受理した情報を受け付けた時(「【手順1】相談受付(通告等を含む)」を受け付けた時間)から48時間以内に実施する。子どもを目視することを基本とし、「子ども待評価チェックリスト(様式4)」及び「一時保護決定に向けてのアセスメントシート(様式6-1)」、「一時保護決定に向けてのフローチャート(様式6-2)」を活用したうえで、総合的に判断・実施する。

【参考通知：雇児総発0930第2号平成22年9月30日付け「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」について】

【手順5】児童・保護者等への面接等

虐待の重症度と再発可能性、虐待のメカニズム、家族の強みの検討、適宜保護者への指導、支援をすることを目的に「子ども虐待評価チェックリスト(様式4)」を活用しながら実施する。

その具体的な方法は、「【手順4】緊急受理会議」において決定されるものだが、主な流れや面接等にあたる際のポイントは以下のとおりである。

○面接等の流れ

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| ①児童と面接 | <ul style="list-style-type: none"> ・責任者（校長又は教頭、園長等）に許可を得て児童との面接の準備を行う。 ・「子ども虐待評価チェックリスト(様式4)」に基づき調査を行うが、特に緊急受理会議で要調査とされた項目については必ず確認する。 ・怪我や痣は必ず目視で確認し、可能な限り本人の同意を得て撮影する。 ・身体的虐待の疑いがある場合には全身確認が必要だが、衣服を脱ぐ必要がある場合は本人の同意を得て、周囲に配慮の上で必ず同性の職員が実施する。 |
| ②所属へ報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護を要する可能性がないか、児童の状況等を基に所属において、再度協議を行うが、緊急度が高いなど、市のみでの判断が困難な場合は速やかに児童相談所へ連絡する。 ・一時保護等の措置が必要ないなど、差し迫った状況でなければ、家庭訪問等による保護者等への調査に進む。 |
| ③保護者への対応の協議 | <ul style="list-style-type: none"> ・状況的に児童の所属の協力があつたと保護者が察することも考えられるため、「学校（園）としては義務に従って協力しただけなので詳しいことは市役所（子育て支援課）に聞いて欲しい」と伝えてもらうなど、あらかじめ具体的な対応について責任者（通常は校長や教頭、園長等）と協議しておく（所属に必要な情報を提供することと併せ、負担軽減を図る。）。 ・面接内容について、伝える内容や範囲等について十分協議しておく。 |
| ④周辺確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・玄関から確認できる範囲で外観や室内からの物音等、通告内容や著しく不衛生な様子はないか、泣き声や怒る声が聞こえないかなど、養育状況等に関連する情報について速やかに確認する。 |
| ⑤保護者面接 | <ul style="list-style-type: none"> ・身分証等を提示し、名乗った上で目的を伝え、聞き取りを行う。 ・児童との面接を踏まえ、「子ども虐待評価チェックリスト(様式4)」に基づき調査を行う。特に緊急受理会議で要調査とされた内容は必ず確認する。 ・事前に子どもの安全確認ができていない場合、保護者に安全確認の必要性を説明して児童を目視による確認や聞き取りを行う。 ・虐待の事実が確認または疑われる状況であれば、適宜指導等を行う（状況によってはその場から児童相談所への連絡も必要）。指導等にあたっては、法により市はその事実確認や虐待の防止の義務があること、子育てに関し様々な支援策があることなどを説明し、必要に応じて再訪問または場所を変えての面接に了解を得る。 |

○児童との面接等のポイント

| | | |
|-------|-----------|---|
| 確認事項 | 虐待事実 | 誰から、いつ、どんなことをされたか、それはいつからか。その前に何があったか。その後どうなったか。他の家族は何をしていたか。どれくらいの間どの程度の頻度であったか 等 |
| | 児童の状況 | ケガの有無、その程度。食事、睡眠の状況（昼夜逆転）、体格 等 |
| | 通告内容以外の虐待 | 通告内容以外の虐待と思われる行為を受けていないか確認する。食事・入浴・睡眠の時間帯の生活リズム 等 |
| | 受止めや気持ち | どう感じたか、どうなって欲しいか 等 |
| | 家族への思い | 帰宅への不安がないか 等 |
| 姿勢・態度 | 話し方 | 温かく、穏やかな声と表情。「大変だったね」といった相槌はあるといいが、どんなに深刻でもうろたえたり、受容・共感しすぎたりしない。虐待加害者であっても親の人格否定はしない。 |
| | 理解・想像 | 子どもの年齢や理解力、どんな生活を送っているのか、何より「自分の言葉が家庭を壊すかもしれない」「言ったら親にもっとひどいことをされるかもしれない」といった不安を想像しながら面接する。 |

○保護者との面接等のポイント

| | | |
|-------|-----------|--|
| 確認事項 | 虐待事実 | 誰が、いつ、どんな虐待をしたか、その前に何があったか、その後どうなったか、他の家族は何をしていたか 等（虐待に関する認識を含む。） |
| | 通告内容以外の虐待 | 他にないか、いつからか、子どもへの指導方法はどのようにしているか 等 |
| | 感情、関係性 | 行為の背景にある保護者の思い、日常的な関わり 等 |
| | 養育上の悩み | 子どもの性格、行動 等 |
| 姿勢・態度 | 目的の理解 | 保護者に対する否定的な感情は持たず、子どもの安全の確保と健全な養育という目的を理解してもらい、伝わりやすさを意識して面接を行う。 |
| | 問題の整理 | 問題なのは保護者自身ではなく「子どもの安全が守られていないという状況」であることを認識してもらい、状況を変えるための方法とともに考えるという姿勢を保つ。 |
| | 優先順位 | 関係性を重視するあまり保護者の不適切な要求を受け入れたり、虐待を受容したりせず、虐待を防ぐ姿勢を最優先とする。 |
| | 原因分析 | 虐待に至った際の感情や意図などの確認を通じ、保護者が思う子どもに対する思いと現状について把握する。話し合いを通じて保護者自身の行為への理解を促す。 |
| | 行政支援の案内 | 適宜、市が提供するサービスを案内して子育ての休憩を促すなど、「親としてのあるべき姿」にこだわりすぎないように促す。 |

【手順6】支援方針会議（随時）

「【手順5】児童・保護者等への面接等」の後に、必ず管理職を1名以上含めて速やかに開催するもので、ここまでの情報や対応を組織内で共有し、今後の対応について協議・決定する。

なお、「【定期開催】支援方針会議」も活用しながら、「子どもの最善の利益」を最優先に考えて協議を行う。

○主な協議事項

| | 項目 | 内容 |
|---|--------------------------|---|
| ① | 安全確認の結果報告 ※通告から48時間以内 | 安全確認を実施した結果を報告する。子どもの安全が確認できないと判断した場合は、児童相談所に相談する。 ※他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断される場合を除く。 |
| ② | 一時保護の検討 | 子どもの安全確認の結果や「子ども虐待評価チェックリスト（様式4）」及び「一時保護決定に向けてのアセスメントシート（様式6-1）」、「一時保護決定に向けてのフローチャート（様式6-2）」により、一時保護を検討する必要があると判断した場合は、児童相談所に相談・送致する。 |
| ③ | 虐待行為の事実判断 | これまでに取得・整理した情報を基に、「児虐法第2条（本マニュアル2Pに記載）」に規定する行為があったかを判断する。 |
| ④ | 市としての方針決定 | これまでに取得・整理した情報や虐待行為の事実、児童・保護者の意向などを総合的に鑑みて、市として方針を決定する。方針の決定にあたっては、適切な目標などを設定する。 |
| ⑤ | 「【手順7】個別ケース検討会議」の開催準備 | 主に児童及びその保護者と直接的な関わりがある者から、目標の実現に向けて必要だと思われる構成員を決定する。 |

※各項目の協議に伴い、追加での調査等が必要となった場合は、改めて調査等を行うこととして、この時点の情報で協議・決定を行う。

【手順7】個別ケース検討会議

個別ケース検討会議とは、要保護児童等（要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦）への支援に直接関わるものが、具体的な支援を検討し、実施するものである。

要対協の会議として位置付けられているものであることから、守秘義務が課せられており、積極的な情報交換が求められる。本会議は、児童相談所に送致した児童も含め、犬山市内で把握するすべての要保護児童等（施設入所等の児童を除く。）に対し、個別に設置する。

○開催にあたっての留意点

- ・ 会議の招集や会議での情報の集約先となる「とりまとめ機関」を、会議の構成機関のなかから決定する。
- ・ 積極的な情報共有に努める。
- ・ 会議の開催時には冒頭で、この会議の位置づけや守秘義務に関する確認を行う。
- ・ 決定した事項については必ず記録し、その内容を関係機関等で共有する。
- ・ 状況の変化等が確認された場合は速やかに調整機関（子育て支援課）へ報告し、状況に応じて実務者会議での判断を求める。
- ・ 子どもの安全について最もリスクを感じている機関の意見をよく勘案する

○主な検討事項

- ・ 関係機関が現に対応している事例についての危険性や緊急度の判断
- ・ 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認
- ・ 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- ・ 支援方法の確立と役割分担の決定及びその認識の共有（いつまでに、誰が、何をするのか等）
- ・ 主担当機関の確認とキーパーソン（家族それぞれに対する主たる援助者）の把握
- ・ 調整機関（子育て支援課）への報告の頻度
- ・ 次回会議日程（評価及び検討）の確認

【関係法令：児福法第25条の2】

2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

【関係法令：児福法第25条の3】

協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

②関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

【手順8】見守り・支援等

これまでに収集された情報や「【手順7】個別ケース検討会議」に基づき、所属機関や支援機関などが継続的な見守り・支援をする。

○所属機関による見守り

所属機関は下記の観点で子どもの見守りを行い、「所属機関からの情報提供シート(様式8)」を用いて、毎月、調整機関(子育て支援課)へ報告する。なお、虐待が疑われる時や状況が悪化した時は、速やかに子育て支援課へ報告する。

| 項目 | 内容(例) | 項目 | 内容(例) |
|-------|---------------|------|---------------|
| ①欠席 | 出欠の割合。無断欠席など | ⑥児態度 | 親に対して怯えていないか |
| ②外傷 | 不自然な傷痕がないか | ⑦親態度 | 支援・指導に拒否的でないか |
| ③発育状況 | 極端に痩せたりしていないか | ⑧差別 | 兄弟との差別はないか |
| ④食事 | 適切に与えられているか | ⑨言動 | 虐待を疑う発言はないか |
| ⑤身なり | ひどく不衛生でないか | ⑩その他 | 所属機関としての懸念など |

○支援機関による支援について

「【手順7】個別ケース検討会議」によって決定した支援方法に基づき支援を実施する。支援の状況については、毎月、「とりまとめ機関」へ報告する。「とりまとめ機関」は各機関から集約した情報を、調整機関(子育て支援課)へ報告する。なお、虐待が疑われる時や状況が悪化した時は、速やかに子育て支援課へ報告する。

○報告への対応

報告を受けた調整機関(子育て支援課)は、対応や支援方針の検討を要する場合は「【手順2】課内報告」を実施し、その後の対応を検討する。

【手順9】実務者会議

実務者会議も要対協の会議に位置付けられており、「【手順8】見守り・支援等」を実施している全ての児童について定期的な情報共有、支援方針の見直し、課題となった点の検討を目的に1回/月で開催するものである。なお、全ての要保護児童等が対象であり、開催概要は以下のとおりである。

| | |
|------|--|
| 開催頻度 | 月に1回(原則第4火曜日) |
| 出席者 | 実際に活動する実務者(例:保健センターにおいて要保護児童等への対応を取りまとめている職員。各学校で起こる要保護児童等への対応を取りまとめている教員委員会事務局の職員。)及び主担当機関の職員。 |
| 協議内容 | ①要対協において支援をしている全ての児童等について、定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し等 ②定例的な情報交換や、「個別ケース検討会議」で課題となった点の更なる検討 ③要保護児童等の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握 |

【定期開催】支援方針会議

「【手順1】相談受付(通告等含む)」により新たに対応を開始した相談をはじめとする、こども家庭センターにおいて相談継続中である児童(要保護児童等以外も含む)を対象として、その支援状況の確認や対応の検討を定期的に行うものである。なお、要保護児童等の個別具体的な支援方針等は「【手順7】個別ケース検討会議」により決定される。

○開催概要

毎週木曜日16時00分から、こども家庭センター職員及び各相談に応じて必要な関係者により実施する。全体の進捗状況を「相談・通告受付簿(様式2)」に記録・管理する。

○確認事項(別の会議や手順で決定済のものを除く)

| 項目 | 内容 |
|----------------------------|---|
| 相談経路、相談種別の決定 | 福祉行政報告例(統計)やケースの整理に必要な事項を判断する。 |
| 虐待行為の事実判断 | 児童虐待法第2条(本マニュアル2Pに記載)に定義されている行為があったのかを判断する。 |
| 「個別ケース検討会議」の開催要否の判断 | 支援方針などについて、さらなる検討が必要だとされれば、「個別ケース検討会議」を開催するよう調整する。 |
| 送致、通知の要否の判断 | 適切な支援を行うためには、行政サービスや行政権限を重層的・連続的に活用することが必要である。市と児童相談所との適切な役割分担・連携を図るため積極的に活用する。 |
| 相談終結の判断 ※要対協の登録解除とは異なる。 | 相談の主訴の解決等により、こども家庭センターとしての支援の必要性がないことの確認をする。 |

○主な対応の分類

| 分類 | 内容 |
|-----------|--|
| 助言指導 | 1回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる場合に行う。 |
| 継続指導 | 継続的な支援が必要な子どもや保護者等を通所させ、あるいは訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク等を行う。 |
| 他機関の紹介、斡旋 | 他の専門機関において、治療、指導、訓練等を受けること等関連する制度の適用が適当と認められるケースについては、子どもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関を紹介する。 |
| 児童相談所への送致 | 児童福祉法第27条の措置(児童福祉司指導、施設入所等)や、医学的・心理学的・教育的・社会的及び精神保健上の判定(総合診断)を要すると認める者、出頭要求や立入調査又は一時保護等の実施が必要と判断されるケース等が対象に行う。 |
| 児童相談所への通知 | 送致により児童相談所に主担当機関が移っても、児童相談所による出頭要求や立入調査、一時保護が適当であると市が判断する場合に行う。 |

V 関係機関等との連携

(1) こども家庭センター

○役割

こども家庭センターとして、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく提供する。

また、両機能の専門性を活用し妊産婦、こどもやその家庭の課題・ニーズを深く汲み取るとともに、家庭支援事業や母子保健事業により求められる支援内容の組み立てや提供を行う。

○児童福祉機能

児童福祉機能と児童虐待対応は、相互補完的に連携することが重要である。日常的な相談支援や養育支援の中で把握された家庭状況、養育上の課題、支援ニーズ等について、適切な情報共有を行うことで、虐待の未然防止や早期発見につなげることが可能となる。また、継続的な養育支援や家庭支援と連動させることで、支援の切れ目を防ぐ役割を果たす。

○母子保健機能

こども家庭庁が公表する「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）」によれば、虐待により死亡した児童のうち、0歳児時点で亡くなる割合は全体の4割以上を占めており、ほぼ全ての年において同じ結果となっている。

それだけ、児童虐待の早期発見やその後の保護、再発防止のため乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問などの母子保健事業による保護者との関わりは重要となる。母子保健事業を通じて家庭が抱える問題を聞き取り、円滑に支援することに加え、こども家庭センターとして児童福祉機能や児童相談所のほか医療機関等の関係機関と連携を密にすることが必要である。

(2) 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園は、登降園時や保育（教育）活動中の観察を通じ乳幼児とその保護者の様子から虐待行為の兆候を把握することができる。このことから、児童虐待の早期発見と適切な対応のため、こども家庭センターは日頃から保育所等と緊密に連携し、早期に通告が図られる体制を維持する必要がある。

保育所等からの通告や相談時には、こども家庭センターの業務について流れを説明し、こども家庭センターと保育所等の役割分担を明確にした上で児童や保護者への対応を行う。

要保護児童等については、保育所等から月1回程度の出欠情報等の提供を求め、必要に応じて「個別ケース検討会議」を開催する。

また、市町村においては、児童虐待防止の観点から支援が必要な家庭の保育所等の入所選考に配慮することとなっている。【関連通知：要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について（平成28年12月16日雇児総発1216第2号・雇児母発1216第2号）】

(3) 小学校・中学校

小学校・中学校では、就学中の児童生徒の様子や非行行為の有無、不登校傾向などの状況から家庭環境の変化や虐待行為の兆候を把握することができる。このことから、児童虐待の早期発見と適切な対応のため、こども家庭センターは学校と日頃から緊密に連携し、早期に通告が図られる体制を維持する必要がある。

学校からの通告や相談時には、こども家庭センターの業務について流れを説明し、こども家庭センターと保育所等の役割分担を明確にした上で児童や保護者への対応を行う。

要保護児童等については、学校から月1回程度の出欠情報等の提供を求め、必要に応じて「個別ケース検討会議」を開催する。

平成28年の児福法改正により、学校等が要支援児童に関する情報を市町村に提供することが可能となり、個人情報保護法違反にはならないとされた。市町村は、支援体制を強化し、学校との連携を深めることが求められている。【関連通知：児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について（雇児総発1216第1号平成28年12月16日）】

(4) 児童相談所（主に「一宮児童相談センター」）

主な関わりとして、市から児童相談所への送致や通知があげられるが、そうした措置が必要な状況については以下の場合がある。なお、送致まで必要としないケースや送致後のケースについては、後述の要対協において、密に情報共有を行う必要がある。

また、児童相談所による一時保護の解除や援助が終了した後、地域（市）での支援が必要な場合には、「個別ケース検討会議」の実施等により児童相談所における対応などを、関係機関に十分に共有し、適切な支援へ繋げる必要がある。

| 理由 | 内容 |
|-----------|--|
| 一時保護が必要 | 子ども本人が保護を求めている、すでに重大な結果が生じている場合 |
| 安全確認ができない | 子どもの安全確認を行うための家庭訪問等の調査において、時間、方法、手段を変えても所在が確認できない場合、保護者等には接触できるが、子どもとの面会を拒否された場合等 |
| 専門的な判定が必要 | 児童相談所の持つ専門性を活用し、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を依頼する場合。 ※この場合、保護者に判定の必要性について十分な理解を得る。 |
| 対応が困難 | 保護者が虐待を認めない、市区町村による援助や指導に乗らない、長期に渡り改善が見られない場合、行政処分などの強い指導を行う必要がある場合、受傷原因不明の怪我で虐待の確証が得られないために専門的な調査を要する場合、子どもの安全のため調査の一環としての一時保よる診断・判定を行うことが必要と判断される場合。 |

(5) 地域（民生委員・児童委員、主任児童委員）

児童委員は、民生委員を兼ね、市町村でこどもや妊産婦の生活環境を把握し、必要な支援を行うとともに、要保護児童の把握や通告の仲介を担う。主任児童委員は、児童相談所等と連携し、専門的支援や児童委員の補助を行う。市町村は、研修や連絡会議を通じて民生委員・児童委員との連携を強化し、定期的な情報共有の場を設けることが重要である。

(6) 児童養護施設・乳児院等

児童虐待のリスクが高い家庭や養育困難が認められる場合には、一時的な生活環境の調整として、子育て短期支援事業を活用し、施設による受入れを行うことで、子の安全確保と保護者の負担軽減を図ることができる。また、施設職員が有する専門的知見を、市町村のアセスメントや支援方針の検討に生かすことにより、より適切な対応が可能となる。さらに、措置や委託に至らない段階においても、施設と情報共有や連絡調整を行うことで、虐待の重篤化防止や在宅支援への円滑な移行につなげることが求められる。

(7) 医療機関

医療機関は、外傷や発育状況、心理的影響等を通じて虐待の兆候を早期に把握し得る立場にあり、市町村は通告や相談を契機として迅速に情報共有を行う必要がある。また、医学的所見や診断結果は、市町村が行うアセスメントや支援方針決定の重要な根拠となる。さらに、治療や通院の継続が必要な事案においては、医療機関と連携しながら養育環境の調整や保護者支援を行うことが求められる。平時から連絡体制や役割分担を明確にすることで、子の安全確保と適切な支援の実施につながる。

(8) 犬山市要保護児童対策協議会

児福法第25条の2に基づくもので、要対協は「要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。」と定められている。支援の対象及び構成される各会議についての整理は以下のとおりである。

| 区分 | 内容 |
|----------------------|--|
| 要保護児童 及び その保護者 | 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者。 ※児童には児福法第31条第4項に規定する「延長者」及び同法第33条第8項に規定する「保護延長者」を含み、保護者には「延長者等」の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。 |
| 要支援児童 及び その保護者 | 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者。 ※児童には要保護児童に該当するものを除き、保護者には「延長者等」の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。 |
| 特定妊婦 | 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。 |

≪代表者会議≫

実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催する。

≪実務者会議≫

全ての支援対象児童等についての定期的な情報共有、支援方針の見直し、個別ケース検討会議で課題となった点の検討を目的に月に1回開催する。また、代表者会議への報告も行う。

≪個別ケース検討会議≫

個別の支援対象児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象児童等に対する具体的な支援の検討、対応をするために適時開催する。

○調整機関（子育て支援課）

多くの関係機関等から構成される本協議会が効果的に機能するため、その運営の中核となつて関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関。現在は、「犬山市健康福祉部子育て支援課」が指定されている。

【関係法令：児福法第25条の2（抜粋）】

- ④協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- ⑤要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、こども家庭センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

VI その他

(1) 様式一覧

| 様式番号 | 様式名 | 用途 |
|-------|----------------------------|--|
| 様式1 | 相談等受付票 | 対応時に聞き漏らしが無いようにする手持ち資料 |
| 様式2 | 相談・通告受付簿 | 児童福祉に関して組織として対応した児童等を一覧としてまとめたもの |
| 様式3-1 | 児童記録票（基本情報） | 各ケースの記録のうち、児童や世帯の情報と支援方針などを記載するもの |
| 様式3-2 | 児童記録票（支援等経過記録） | 各ケースの記録のうち、日々の経過などの対応の流れを記載するもの |
| 様式4 | 子ども虐待評価チェックリスト | 面接にあたり、子どもや保護者の様子について客観的な評価を記載するもの |
| 様式5 | 家庭訪問時の不在票 ※あくまでも一例として記載 | 家庭訪問時にポストなどにメッセージを残すもの ※あくまでも一例として記載 |
| 様式6-1 | 一時保護決定に向けての アセスメントシート | 児童相談所へ送致する理由の一つである、一時保護について、その実施基準を記したもの |
| 様式6-2 | 一時保護決定に向けてのフ ローチャート | |
| 様式7 | 送致書 | 市から児童相談所に送致する際に使用する様式 |
| 様式8 | 所属機関からの情報提供 シート | 児童の所属機関が、要対協の調整機関(子育て支援課)へ、こどもの様子を提供する様式 |

【様式1】相談等受付票

相談等受付票

| | | | |
|----------------------|---|--|---|
| 受理年月日等 | | 令和 年 月 日 時 分 聴取者() | |
| 対象児 | 氏名 | <input type="checkbox"/> 不明 | |
| | 生年月日性別等 | 年 月 日 歳 <input type="checkbox"/> 生年不明(歳位) <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 | |
| | 住所(居住地) | 住所(居住地): 不明又は不明確な場合は居所を特定できる情報 | |
| | 就学等の状況 | <input type="checkbox"/> 保育所、幼稚園に所属していない未就学児 <input type="checkbox"/> 保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校に就学等をしている (学校等名) <input type="checkbox"/> 不明 | |
| 保護者 | 氏名 | <input type="checkbox"/> 不明 | |
| | 職業等 | <input type="checkbox"/> 不明 | |
| | 続柄、年齢 | <input type="checkbox"/> 不明 | |
| | 住所(居住地) | <input type="checkbox"/> 不明 | |
| | その他保護者を特定できる情報 | | |
| 相談の内容 | | | |
| 虐待を疑う場合 | その内容 | 誰から | |
| | | いつから | |
| 頻度は | | | |
| どのようなことを | | | |
| 相談者が相談に至った情報源等 | <input type="checkbox"/> 相談内容を実際に目撃している(月 日頃に目撃) <input type="checkbox"/> 悲鳴や泣き声、音などを聞いて推測した(月 日頃に聞いた) <input type="checkbox"/> 関係者()からこの状況を聞いた(月 日頃に聞いた) | | |
| 対象児の現在の状況 | | 何処に居るか | <input type="checkbox"/> 不明 |
| | | どのような状況か | <input type="checkbox"/> 不明 |
| 家庭の状況 | | 兄弟姉妹 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 |
| | | 配偶者間での暴力(DV) | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 |
| | | 市が支援などを行う際の家族内の協力者 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 |
| | | 市が支援などを行う際の家族外の協力者 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 |
| | | 協力者の可能性がある者 氏名()関係性() | |
| 相談者が市にこの相談をすることを保護者は | | <input type="checkbox"/> 市に相談することを承知している <input type="checkbox"/> 市に相談することを話したが相談することを拒否している (<input type="checkbox"/> 相談内容を否定 <input type="checkbox"/> 相談内容は認めるが相談することを拒否) <input type="checkbox"/> 相談することを伝えていない | |
| 相談者 | 氏名 | <input type="checkbox"/> 匿名 | |
| | 住所等 | TEL | |
| | 関係性 | | |
| | 相談の意図 | <input type="checkbox"/> 対象児の保護 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 相談 | |
| 調査協力等 | | 調査協力 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 市からの連絡 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 | |

【様式3-1(表)】児童記録票(基本情報)

児童記録票

令和〇年〇月〇日 現在(※年齢のみ自動更新)

| 整理番号 | | 相談種別 | | | | |
|--------------------|--------------------------------------|------------|------|------------------------|----|----------|
| 受付年月日 | | 相談経路 | | | | |
| 対象児童等 | フリガナ 氏名 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | | |
| | 住所 | | | | | |
| | 所属 | | | | | |
| | ≪対象児童等の相談歴、利用しているサービス、健診受診の有無、特記事項等≫ | | | | | |
| 相談者の主訴 ※受付年月日時点 | | | | | | |
| 世帯・親族等の情報 | | | | | | |
| No. | 続柄 | フリガナ 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 住所 | 所属・特記事項等 |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| ジェノグラム | | | | 世帯・親族の相談歴、公的扶助、DVなどの情報 | | |
| | | | | 相談歴: | | |
| | | | | 転入歴: | | |
| | | | | 収入状況: | | |
| | | | | 手当受給: | | |
| | | | | 生活保護: | | |
| | | | | 障害情報: | | |
| | | | | DV相談: | | |
| その他: | | | | 今回の相談に係る進捗状況 | | |

【様式3-1(裏)】児童記録票(基本情報)

《要保護児童等に対する支援の実施状況》

| | | | | | | | | | |
|-----------------------|-------------------------|---|---|---|-------|--------------|--|------------|--|
| 区分 | | | | | | | | 令和〇年〇月〇日現在 | |
| ケース概要 | 要保護児童等である要因や課題 | | | | | | | | |
| | 4類型(主←→従) ※虐待のみ | — | — | — | — | 重症度 ※虐待のみ | | | |
| | 《要保護児童等本人の意見や意向》 | | | | | | | | |
| | 《保護者の養育姿勢や考え》 | | | | | | | | |
| 関係機関・人物など | | | | | | | | | |
| 支援体制(関係機関の役割) | | | | | | | | | |
| どの機関が | | | | | | | | | |
| いつ | | | | | | | | | |
| 誰に対してどのように | | | | | | | | | |
| どの機関が | | | | | | | | | |
| いつ | | | | | | | | | |
| 誰に対してどのように | | | | | | | | | |
| 大山市要保護児童対策協議会 | 主担当機関 | | | | 登録年月日 | | | 解除年月日 | |
| | 《登録理由(情報の交換及び協議を要する内容)》 | | | | | | | | |
| | 《登録解除の基準》 | | | | | | | | |
| | 個別ケース検討会議の構成機関(担当者) | | | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | | | | |
| 支援の終結基準 ※要保護児童等として | | | | | | | | | |
| 終結理由 ※終結時に入力 | | | | | | | | | |
| (終結年月日: 〇年〇月〇日) | | | | | | | | | |

【様式4】子ども虐待評価チェックリスト

【子ども虐待評価チェックリスト】（確認できる事実および疑われる事項）

評価 3:強くあてはまる 2:あてはまる 1:ややあてはまる 0:あてはまらない 9:未確認

| 対象児童名 | 調査年月日 | 年 月 日 | |
|-------------------|-------------------------------|-------|-----|
| 項 目 | | 評価 | 備 考 |
| 子どもの様子 (安全の確認) | 不自然に子どもが保護者に密着している | | |
| | 子どもが保護者を怖がっている | | |
| | 子どもの緊張が高い | | |
| | 体重・身長が著しく年齢相応でない | | |
| | 年齢不相応な性的な興味関心・言動がある | | |
| | 年齢不相応な行儀の良さなど過度のしつけの影響が見られる | | |
| | 子どもに無表情・凍りついた凝視が見られる | | |
| | 子どもと保護者の視線がほとんど合わない | | |
| | 子どもの言動が乱暴 | | |
| | 総合的な医学的診断による所見 | | |
| 保護者の様子 | 子どもが受けた外傷や状況と保護者の説明につじつまが合わない | | |
| | 調査に対して著しく拒否的である | | |
| | 保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う | | |
| | 保護者が子どもの養育に関して拒否的 | | |
| | 保護者が子どもの養育に関して無関心 | | |
| | 泣いてもあやさない | | |
| | 絶え間なく子どもを叱る・罵る | | |
| | 保護者が虐待を認めない | | |
| | 保護者が環境を改善するつもりがない | | |
| | 保護者がアルコール・薬物依存症である | | |
| | 保護者が精神的な問題で診断・治療を受けている | | |
| | 保護者が医療的な援助に拒否的 | | |
| | 保護者が医療的な援助に無関心 | | |
| 保護者に働く意思がない | | | |
| 生活環境 | 家庭内が著しく乱れている | | |
| | 家庭内が著しく不衛生である | | |
| | 不自然な転居歴がある | | |
| | 家族・子どもの所在が分からなくなる | | |
| | 過去に虐待歴がある | | |
| | 家庭内の著しい不和・対立がある | | |

【様式5】家庭訪問時の不在票※あくまでも一例として記載

| |
|---------------|
| 令和 年 月 日 |
| 時 分 |
| 訪問させていただきました。 |

様

犬山市役所 子育て支援課です。

お話を伺いたいことがあり、訪問させていただきました。

ご不在のようですので改めて訪問させていただきますが、大切な内容ですので、できるだけ早い時期にお話を伺いたいと考えています。

ご都合の良い日時を、下記までご連絡ください。

よろしく申し上げます。

【連絡先】

犬山市役所 子育て支援課 担当 ○○

電話 0568-44-0322

(平日 午前9時00分から午後4時00分まで)

MAIL 030310@city.inuyama.lg.jp

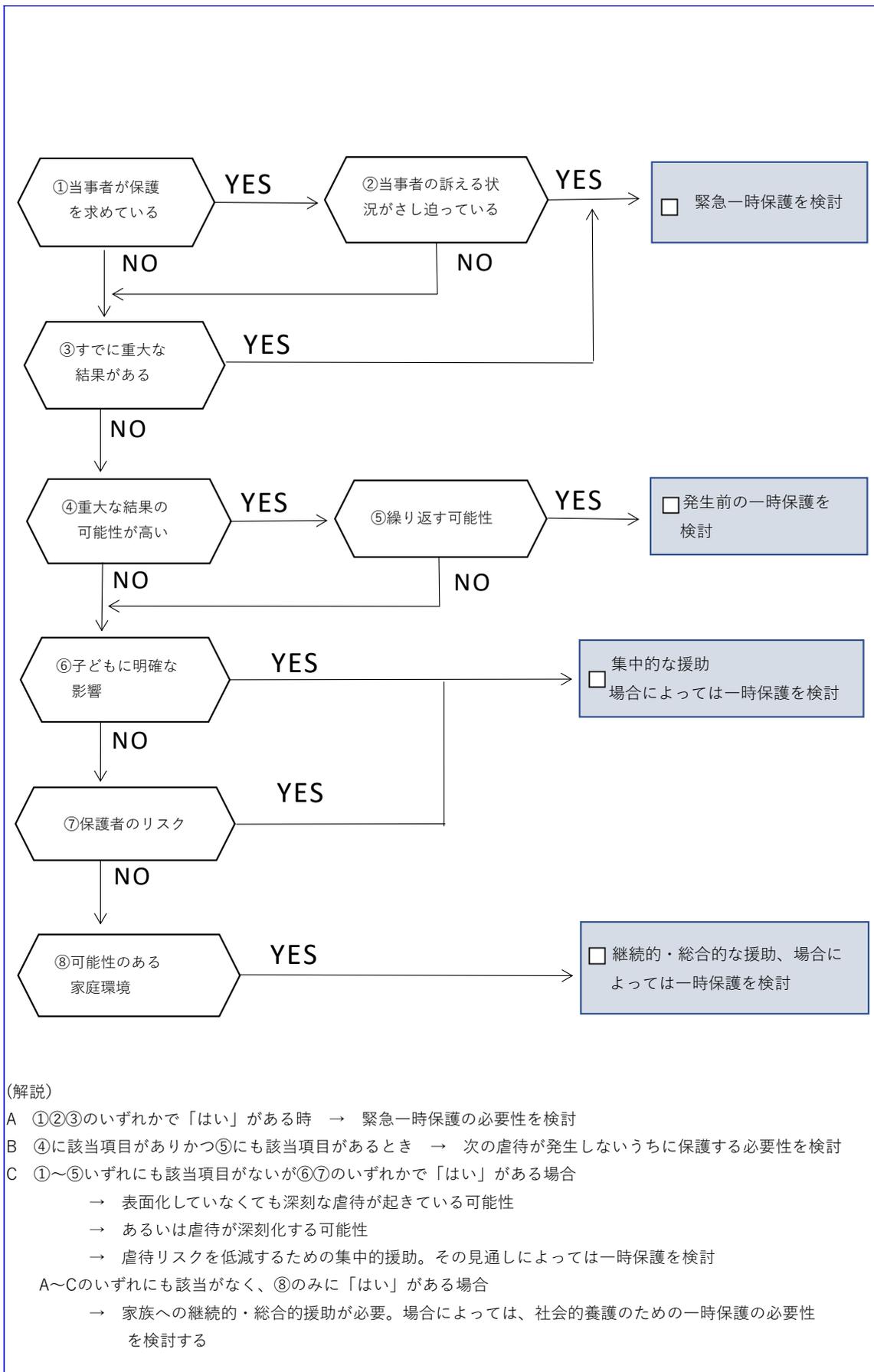
FAX 0568-44-0365

担当

【様式6-1】一時保護決定に向けてのアセスメントシート

| | | |
|--|--|------|
| ① 当事者が保護を求めている？ | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | |
| <input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が、子どもの保護を求めている | | * 情報 |
| ② 当事者の訴える状況が差し迫っている？ | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | |
| <input type="checkbox"/> 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど <input type="checkbox"/> このままでは「何をすべきかわからない」「殺してしまいそう」などの訴えなど | | |
| ③ すでに虐待により重大な結果が生じている？ | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | |
| <input type="checkbox"/> 性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患) <input type="checkbox"/> 外傷(外傷の種類と箇所:) <input type="checkbox"/> ネグレクト 例: 栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、() | | |
| ④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い？ | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | |
| <input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為 例: 頭部打撃、顔面攻撃、首絞め、シェイクング、道具を使った体罰、逆さ吊り、 戸外放置、溺れさせる、() <input type="checkbox"/> 性的行為に至らない性的虐待、() | | |
| ⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い？ | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | |
| <input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴、() <input type="checkbox"/> 過去の介入 例: 複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴、 () <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱 | | |
| ⑥ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている？ | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | |
| <input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、() <input type="checkbox"/> 面接場面での様子 例: 無表情、表情が暗い、鬱体的緊張、過度のスキンシップを求める、() <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状 例: 発育・発達遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛、() | | |
| ⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因がある？ | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | |
| <input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感情・態度 例: 拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産、母子健康手帳未発行、 乳幼児健診未受診、() <input type="checkbox"/> 精神状態の問題 例: 鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ、() <input type="checkbox"/> 性格的問題 例: 衝動的、攻撃的、未熟性、() <input type="checkbox"/> アルコール・薬物等の問題 例: 現在常用している、過去に経験がある、() <input type="checkbox"/> 児童相談所等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和 <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない | | |
| ⑧ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ | |
| <input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等 例: 発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患、() <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動 例: 攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、 異食、過食、() <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴 例: 被虐待歴、愛されなかった思い、() <input type="checkbox"/> 養育態度・知識の問題 例: 意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、() <input type="checkbox"/> 家族状況 例: 保護者等(祖父母、養父母等を含む)の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産、 ひとり親家庭等、() | | |

【様式6-2】一時保護決定に向けてのフローチャート



【様式7(表)】送致書

第 号
令和 年 月 日

児童（・障害者）相談センター長殿

犬山市長

送 致 書

下記の理由により、ケースを送致します。

記

| | | | | | |
|-----|-----------------|------------------------|----|--|-------|
| 子ども | 氏 名 | | | | (男・女) |
| | 生年月日 | 平成 年 月 日生 (歳) | | | |
| | 保育所・学校等 利用状況 | 保育所・学校等名 学 年 担 任 | | | |
| | 現住所 | 〒 電話 () | | | |
| 保護者 | 氏 名 | | 続柄 | | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 (歳) | | | |
| | 職 業 | | | | |
| | 現住所 | 〒 電話 () | | | |

【様式7(裏)】

| | |
|-----------------------|--------------------|
| 送 致 理 由 | |
| 送 致 に 当たっての 意 見 | |
| ケース概要 | |
| 対 応 経 過 | |
| ケース担当者 | 所属 氏名 電話 () |
| 添 付 資 料 | |

【様式8】所属機関からの情報提供シート

| 調査年度 調査年度 調査年度 | 所属機関 所属機関 所属機関 | 所属機関に対して調査項目 | | | | | | | | | | | | 記入に該当する 所属機関の別名や通称 | 記入に該当する 所属機関の別名や通称 | 記入に該当する 所属機関の別名や通称 | | |
|----------------------|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--|--|
| | | 1. 氏名 氏名 氏名 | 2. 性別 性別 性別 | 3. 年齢 年齢 年齢 | 4. 職名 職名 職名 | 5. 所属 所属 所属 | 6. 調査 調査 調査 | 7. 調査 調査 調査 | 8. 調査 調査 調査 | 9. 調査 調査 調査 | 10. 調査 調査 調査 | 11. 調査 調査 調査 | 12. 調査 調査 調査 | | | | | |
| 4月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 引用や参考にしたマニュアルや指針・通知など

| タイトル | 作成元 |
|---|--------------------------|
| こども虐待対応の手引き（令和7年12月改正版） 《令和7年12月24日》 | こども家庭庁支援局虐待防止対策課 |
| 市町村における児童虐待対応の手引き 《令和7年3月5日》 | 愛知県中央児童・障害者相談センター |
| こども家庭センターガイドライン 《令和6年3月30日》 | こども家庭庁 |
| 虐待通告のあった児童の安全確認の手引き 《平成22年9月30日》 | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 |
| 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針 《令和2年3月31日》 | 厚生労働省子ども家庭局長 |
| 一時保護ガイドライン 《令和7年12月25日》 | こども家庭庁支援局長 |
| 要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について 《平成28年12月16日》 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長・母子保健課長 |

(3) 改訂経過

| 年月日 | 改訂概要 |
|-----------|--|
| 令和7年3月27日 | Ver1.0策定 |
| 令和8年1月28日 | Ver2.0改訂 ・対応の適正化及び実態と合わせた内容とするため、児童虐待への対応手順の整理(細分化)を行った。 ・その他、関係者からの意見や国県等マニュアルの改訂に合わせた修正を行った。 |
| | |
| | |
| | |

本マニュアルの公開に伴って

本マニュアルについてのご質問等については、下記【連絡先】までご連絡をお願いいたします。

また、本マニュアルの内容は、随時検討し充実させていきます。

つきましては、ご意見などがありましたら是非とも参考にさせて頂きたいことから、そうした場合も是非ご連絡をいただきたく、お願い申し上げます。

《連絡先》

犬山市役所 子育て支援課 児童担当

住 所 〒484-8501愛知県犬山市大字犬山字東畑36

電 話 0568-44-0322

メー ル 030310@city.inuyama.lg.jp